

務を分掌するものを運輸支局と、当該事務所の長を運輸支局の長とみなす。

第三条 法附則第二条第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 通貨等の切替対策、土地の権利関係を明確にするために必要な資料の収集その他の調査、アメリカ合衆国の軍隊に接収された校地に代えて借り受けている公立小学校の校地の購入の助成その他復帰前における沖繩の特殊事情に基因する事項で、復帰に伴い、特に対策を講ずる必要があるもの（次号に規定するもの及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
- 二 沖繩における砂糖の消費者価格の急激な騰貴を防止するために必要な措置その他従前の沖繩の諸制度から本邦の諸制度への円滑な移行を図るための特別の措置（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
- 三 沖繩の復帰を記念する特別国民体育大会の開催に必要な施設及び設備の整備その他沖繩の復帰を記念する特別の事業（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

附則
この政令は、沖繩開発庁設置法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

2 平成三十七年三月三十一日までの間における第一条第一号第十六号の規定の適用については、同号中「大学及び高等専門学校」とあるのは、「高等専門学校」とする。

附則（昭和五十一年三月三十一日政令第五一号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十二年九月八日政令第二六〇号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年三月三十一日政令第七四号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年六月二日政令第二〇三三号）抄
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和五十九年十一月二四日政令第三三三三号）抄
この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。

附則（平成四年三月三十一日政令第八一号）抄
この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一日政令第一七五号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年八月二三日政令第二四八号）抄
この政令は、公営住宅法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年八月三十日）から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日政令第一七五号）抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三〇三三三号）抄
この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十三年二月一九日政令第四〇七号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年一月一七日政令第四四七号）抄
この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成十四年三月二五日政令第六〇号）抄
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十四年六月七日政令第二〇〇号）抄
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日政令第一六三三三号）抄
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年二月三日政令第四七二号）抄
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十九年三月三十一日政令第一二四号）抄
この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度予算から適用する。

附則（平成十九年五月三〇日政令第一七二号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十年二月二九日政令第四四〇号）抄
この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附則（平成二十年六月一八日政令第一九七号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日政令第四七号）抄
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年七月二二日政令第二二五号）抄
この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。

附則（平成二十三年十一月一八日政令第三四三三三号）抄
この政令は、港灣法及び特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。

附則（平成二十四年三月二二日政令第五四四号）抄
この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

附則（平成二十五年三月三十一日政令第五五号）抄
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年九月四日政令第二五六号）抄
この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附則（平成二十六年三月二八日政令第九二二号）抄
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年六月二七日政令第二三七号）抄
この政令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月二八日政令第六四四号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一三七号）抄
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日政令第一六七号）抄
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年二月二四日政令第三八一号）抄
この政令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。

附則（令和五年一〇月一八日政令第三〇四号）抄
この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

この政令は、令和五年四月一日から施行する。